

改正案	現行
<p>（違反行為者に対する措置命令）</p> <p>第一条 砂利採取法（以下「法」という。）第二十三条第二項の規定により、都道府県知事は当該都道府県の区域において法第三条の規定に違反して砂利採取業を行つた者又は当該区域（指定都市の区域及び河川区域等を除く。）において法第十六条若しくは第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行つた者に対し、指定都市の長は当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において法第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行つた者に対し、河川管理者は河川区域等の区域において法第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行つた者に対し、法第二十三条第二項に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第二条 法第三十三条の規定により、経済産業大臣は砂利採取業を行つた者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域において砂利採取業を行つた者又は当該区域（指定都市の区域及び河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者に対し、指定都市の長は当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者に対し、国土交通大臣又は河川管理者は河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者に対し、同条に規定する報告をさせることができる。</p> <p>（経済産業大臣が指示をすることができる事務）</p> <p>第四条 法第四十一条の二の政令で定める事務は、法第二十三条、第三十三条並びに第三十四条第二項及び第三項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う事務とする。</p>	<p>（違反行為者に対する措置命令）</p> <p>第一条 砂利採取法（以下「法」という。）第二十三条第二項の規定により、都道府県知事は河川区域等以外の区域において同項に規定する違反行為を行なつた者に対し、河川管理者は河川区域等の区域において同項に規定する違反行為を行なつた者に対し、同項に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第二条 法第三十三条の規定により、経済産業大臣は砂利採取業を行つた者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域において砂利採取業を行つた者又は河川区域等以外の区域において砂利の採取を業として行う者に対し、国土交通大臣又は河川管理者は河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者に対し、同条に規定する報告をさせることができる。</p> <p>（経済産業大臣が指示をすることができる事務）</p> <p>第四条 法第四十一条の二の政令で定める事務は、法第二十三条、第三十三条及び第三十四条第二項の規定により都道府県知事が行う事務とする。</p>

(権限の委任)

第五条 (略)

2 法第三十三条及び第三十四条第四項の規定に基づく国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長が行うものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(権限の委任)

第五条 (略)

2 法第三十三条及び第三十四条第三項の規定に基づく国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長が行うものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。